



株 主 各 位

証券コード 7162
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日2024年5月30日)

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
アストマックス株式会社
代表取締役社長 本 多 弘 明

第12期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第12期 定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.astmax.co.jp/>)

当社ウェブサイトアクセスして、「IR情報」「株式情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

また、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁の「議決権行使のご案内」をご参照の上、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日)午後2時(受付開始 午後1時)
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー5階
ベルサール東京日本橋 Room H+I
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第12期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第12期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎会社法改正により、電子提供措置事項について前掲の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①事業報告の「会社の体制及び方針」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象書類の一部であります。
◎当日ご出席の株主様へのお土産は、株主の皆様の公平性への配慮から、第8期定時株主総会より中止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月25日(火)
午後5時30分までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2024年6月25日(火)
午後5時30分までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月26日(水)
午後2時

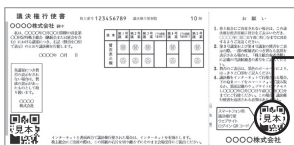
インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

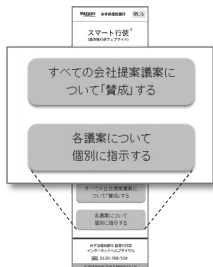
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

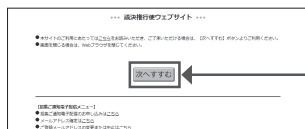
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

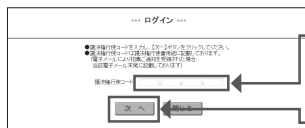
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

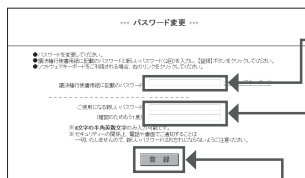
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行にかかる所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の設置にかかる規定の新設を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第2章 株式	第2章 株式
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. (条文省略)	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u> 定め、これを公告する。 3. (現行どおり)
(株式取扱規程) 第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(指名諮問委員会)</p> <p>第20条 当会社は、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会を置く。</p> <p><u>2. 指名諮問委員会は、取締役会に提出する監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の選任及び解任に関する議案の内容を審議し、取締役会は、指名諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行う。</u></p> <p><u>3. 指名諮問委員会の委員は取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>4. 指名諮問委員会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める指名諮問委員会運営規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれ招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた取締役がこれ招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>(報酬諮問委員会) 第29条 当会社は、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を置く。</p> <p>2. 報酬諮問委員会は、取締役会に提出する取締役の報酬等に関する議案の内容及び監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬等の内容を審議し、取締役会は、報酬諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行う。</p> <p>3. 報酬諮問委員会の委員は取締役会の決議によって選任する。</p> <p>4. 報酬諮問委員会に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める報酬諮問委員会運営規程による。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第28条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) <u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除等) <u>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第36条～第39条（条文省略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第34条～第37条（現行どおり）</p> <p>附則 <u>第1条（監査役の責任免除等に関する経過措置）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第12期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、第12期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	うじま ひであき 牛嶋 英揚 (1955年7月3日生)	1978年4月 住友商事株式会社入社 1992年5月 同社 非鉄金属部部长付 銅マーケティング課長 1993年4月 旧アストマックス株式会社入社 常務取締役 1994年11月 同社 代表取締役常務 1998年5月 同社 代表取締役専務 2001年5月 同社 代表取締役社長 2010年7月 同社 代表取締役会長 2012年10月 当社 代表取締役会長 アストマックス・トレーディング株式会社 (旧アストマックス株式会社) 代表取締役社長 2013年9月 アストマックス・エナジー株式会社 代表取締役社長 2015年6月 くまもとソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長 (現任) 2015年11月 アストマックス・エナジー・サービス株式会社 代表取締役社長 2019年5月 アストマックスえびの地熱株式会社 代表取締役社長 (現任) 2020年6月 当社 代表取締役会長執行役員 (現任)	680,868株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	ほんだ ひろあき 本多 弘明 (1956年10月4日生)	<p>1979年4月 住友商事株式会社入社 財務部、英国駐在、為替資金部</p> <p>1997年4月 同社 プロジェクトファイナンス部部長代理</p> <p>2001年5月 ウエストドイツ・ランドスバンク東京支店 エグゼクティブディレクター</p> <p>2003年2月 アストマックス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長</p> <p>2006年6月 旧アストマックス株式会社 常務取締役</p> <p>2007年6月 同社 専務取締役</p> <p>2008年6月 同社 代表取締役専務</p> <p>2010年7月 同社 代表取締役社長</p> <p>2012年10月 当社 代表取締役社長 アストマックス投資顧問株式会社 代表取締役社長</p> <p>2012年12月 ITCインベストメント・パートナーズ株式会社 (現PayPayアセットマネジメント株式会社) 社外取締役</p> <p>2013年4月 アストマックス投信投資顧問株式会社 (現PayPayアセットマネジメント株式会社) 代表取締役社長</p> <p>2017年6月 当社 代表取締役社長 人事担当役員</p> <p>2019年7月 長万部アグリ株式会社 代表取締役会長</p> <p>2020年6月 アストマックス投信投資顧問株式会社 (現PayPayアセットマネジメント株式会社) 取締役会長 当社 代表取締役社長執行役員 (現任)</p> <p>2021年6月 長万部アグリ株式会社 代表取締役会長兼社長</p> <p>2024年4月 アストマックス・ファンド・マネジメント株式会社 代表取締役会長 (現任)</p>	187,268株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	もりた たかひこ 森田 孝彦 (1951年10月23日生)	1976年3月 株式会社芳林堂書店 入社 1981年2月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 入社 1989年7月 同社 会計管理本部 マネージャー 兼 総括マネージャー 2000年2月 同社 情報システム本部 発注会計システム部 総括マネージャー 2006年1月 株式会社セブン&アイ・ホールディングスに転籍 システム企画部CVS発注会計システム シニアオフィサー 2007年1月 独立事業主 国内外小売業コンサルタント 2017年6月 当社 社外監査役 (現任) 2017年6月 アストマックス・トレーディング株式会社 監査役 2017年6月 アストマックス・エナジー・サービス株式会社 監査役 2017年6月 アストマックス投信投資顧問株式会社 (現 PayPayアセットマネジメント株式会社) 監査役 2019年7月 長万部アグリ株式会社 監査役	0株
2	こさか よしひと 小坂 義人 (1955年7月13日生)	1987年1月 千葉・小坂会計事務所 (現飛悠税理士法人) 代表 1991年3月 アクタス監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 代表社員 2003年6月 アストマックス株式会社 (現アストマックス・トレーディング株式会社) 社外監査役 2006年2月 スター・マイカ株式会社 社外監査役 2006年6月 信越化学工業株式会社 社外監査役 (現任) 2012年10月 当社 社外監査役 (現任) 2015年6月 飛悠税理士法人 社員 2015年7月 きさらぎ監査法人 (現Mooreみらい監査法人) 代表社員 2016年2月 スター・マイカ株式会社 取締役 (監査等委員) 2016年2月 きさらぎ監査法人 顧問 2019年6月 スター・マイカ・ホールディングス株式会社 取締役 (監査等委員) 2020年11月 飛悠税理士法人 代表社員 (現任) 2020年11月 株式会社オキサイド 社外監査役 (現任) 2021年3月 株式会社ABCash Technologies 非常勤監査役 (現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	はしもと まさじ 橋本昌司 (1967年7月14日生)	2000年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 長谷川俊明法律事務所入所 2004年4月 三井安田法律事務所入所 2004年12月 リンクレーターズ法律事務所(現 外国 法共同事業法律事務所リンクレータ ーズ) 入所 2006年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 非常勤講師 2007年1月 Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 入所 2007年12月 Linklaters LLP. (ロンドン) 入所 2008年6月 外国法共同事業法律事務所リンクレー ターズ入所 2009年6月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業 (現 渥美坂井法律事務所・外国法共同事 業) 入所 2010年12月 同 パートナー 2011年8月 T L C タウンシップ株式会社(現 東急 不動産リート・マネジメント株式会社) コンプライアンス委員会 外部委員(現 任) 2014年3月 GMOリサーチ株式会社(現 GMOリ サーチ & A I 株式会社) 社外取締役 (現任) 2017年6月 当社 社外取締役(現任) 2020年6月 大幸薬品株式会社 社外取締役(監査等委員) 2024年2月 橋本総合法律事務所 代表(現任) 2024年3月 大幸薬品株式会社 専務取締役(現任)	0株
4	みぞぶち ひろあき 溝 洵 寛 明 (1954年9月15日生)	1977年4月 住友商事株式会社入社 1996年11月 同社 サウジアラビア アルホバル事務所長 2002年9月 同社 エネルギー第二本部 エネルギー 事業部長 2004年7月 サミットエナジーホールディングス株式 会社 代表取締役社長 2007年4月 住友商事株式会社 理事 通信・環境・ 産業インフラ事業本部 副本部長 2010年4月 同社 執行役員 新事業推進本部長 2013年4月 同社 執行役員 九州沖縄ブロック長 住友商事九州株式会社 代表取締役社長 2017年1月 株式会社エナリス 執行役員 ビジネス 推進本部長 2020年6月 当社 社外取締役(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	ほその てつひろ 細野 哲弘 (1952年12月14日生)	1976年4月 通商産業省 入省 2001年6月 資源エネルギー庁 資源燃料部 政策課長 2002年7月 資源エネルギー庁 資源燃料部長 2004年6月 資源エネルギー庁 次長 2006年7月 経済産業省 製造産業局長 2009年7月 特許庁長官 2010年8月 資源エネルギー庁長官 2012年5月 株式会社みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行) 顧問 2012年5月 公益財団法人中東調査会 常任理事(現任) 2016年6月 株式会社J E C C 代表取締役社長 2018年4月 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(現エネルギー・金属鉱物資源機構) 理事長 2023年6月 一般財団法人日本特許情報機構 理事長(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森田孝彦氏、小坂義人氏、橋本昌司氏、溝淵寛明氏及び細野哲弘氏は社外取締役候補者であります。
3. 森田孝彦氏は、長年に亘る会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験を有しており、国内外で業務改善等のコンサルティング業務に従事されてきました。これらの実務に即した会計及び業務に関する見識と経験を活かし、当社の監査体制の強化に貢献していただけたと判断したため、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、社外取締役として選任するものであります。また、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって7年となります。
4. 小坂義人氏につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見等からの視点に基づくチェック等を期待し、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、社外取締役として選任するものであります。また、同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年8ヶ月であります。
5. 橋本昌司氏につきましては、弁護士として企業法務に関する経験・識見が豊富であり、当社固有の問題点のみならず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から当社の経営を監督いただけており、引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけることを期待し、社外取締役として選任するものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 溝淵寛明氏につきましては、再生可能エネルギー分野等の当社事業に関わり合いの深い識見を有していることに加え、経営者としても豊富な経験を有しており、当社固有の問題点のみならず、幅広い視点から当社の経営を監督いただけており、引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけることを期待し、社外取締役として選任するものであります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 細野哲弘氏につきましては、経済産業省に長年在籍し、エネルギー庁長官のご経験もあることから、本邦における環境、経済、エネルギー等の分野について、行政における豊富な経験と高い見識を有しているため、当社の総合エネルギー事業を推進する上での監督機能を期待して、社外取締役として選任するものであります。
8. 当社は、橋本昌司氏、溝淵寛明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円または法令が定める額のいずれか高い額としており、本総会において、両氏の選任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、森田孝彦氏、小坂義人氏及び細野哲弘氏の選任が承認された場合、各氏との間で同様の契約を締結する予定です。
9. 森田孝彦氏、小坂義人氏、橋本昌司氏及び溝淵寛明氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任された場合は、独立役員としての届出を継続いたします。また、細野哲弘氏は東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社取締役の報酬の額は、2013年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止した上で新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告46頁に記載のとおりであります。

現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと2名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2013年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内。）（ただし、使用人兼務取締役の使用人給分を含まない。）とご承認いただいております。

また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日開催の第8期定時株主総会において、上記報酬枠の枠内で、社外取締役以外の取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権を年額200百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を10万株として決議いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額をこれまでの取締役に対する譲渡制限付株式にかかる報酬額と同様に、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の枠内にて、年額200百万円以内といたしたいと存じます。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数を年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して指名・報酬諮問委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であると考えております。

本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社では、執行役員制度を導入をしており、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2013年6月26日開催の第1期定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額40百万円から10百万円増額し、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、総合エネルギー事業をコアとし、金融及び市場取引分野において創業以来培ってきたノウハウを活用し事業を展開しております。

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により経済社会活動の正常化が進みました。物価の上昇幅は政府の経済対策によるエネルギー価格の押し下げ効果などによって抑えられている面もあり、個人消費も緩やかな増加をみせる等、景気回復の傾向は継続しております。一方、中東地域やウクライナ情勢の長期化、海外の経済・物価動向、日銀の金融政策等の動向、急激な為替変動などの先行きには、十分な注視が必要です。

このような中、当社グループは、2021年11月に策定した3.5ヵ年計画の「中期ビジョン2025」に基づき、前連結会計年度は、事業構造と経営資源配分の見直しに着手し、当連結会計年度においては、主に前連結会計年度から開始した特別高圧・高圧市場の需要家向けマーケティングの更なる注力と、系統用蓄電池の事業化のアレンジメント、コア事業向けの資金調達等に取り組みました。

その結果、前者については、マーケティング開始から約半年の2023年3月に400件であった特別高圧・高圧市場の顧客数（請求単位）は2023年5月に500件を達成し、2024年3月末現在550件超となっております。

後者については、当社を含む三社で匿名組合出資する合同会社DAXにおいて北海道札幌市内で系統用蓄電池事業を取り進めることとなり、本事業開発に係るアレンジメント業務等により289百万円の営業収益及び60百万円の営業外費用（持分法による投資損失）を計上いたしました。運転開始は2025年秋を予定しており、これまで培ってきた再生可能エネルギー発電所の運営、維持・管理及びリスク管理等の知見を活かし、電力需給バランスの安定化と電力供給の効率化に貢献する系統用蓄電池事業に注力してまいります。

当社グループは、引き続き「中期ビジョン2025」の目標に掲げている「総合エネルギー事業会社への変革」に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいります。

当連結会計年度における経営成績は以下のとおりです。

前連結会計年度セグメント損失であった4事業（再生可能エネルギー関連事業、電力取引関連事業、小売事業、アセット・マネジメント事業）が当連結会計年度にセグメント利益に転じたことにより、全体として営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期間比増加いたしました。

(単位：百万円)

	2023年3月期 連結会計年度	2024年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)	増減の主要因ほか
営業収益	11,774	14,855	3,081	26.2	①電力取引関連事業(△1,534)(注)2 ②再生可能エネルギー関連事業(+265) ③小売事業(+4,468) ④ディーリング事業(△120)(注)3 ⑤アセット・マネジメント事業(+16)
営業費用	12,525	14,175	1,650	13.2	①電力仕入の増加(+1,518) ②支払手数料の増加(+141)
営業利益又は 営業損失	△750	679	1,430	-	
経常利益又は 経常損失	△857	512	1,370	-	①受取保険金の増加(+29) ②投資有価証券売却益の減少(△30) ③資金調達費用(△36) ④持分法による投資損失の減少(+12) ⑤支払保証料(△20)
特別利益	613	18	△594	△97.0	①前連結会計年度は投資有価証券売却益(△575)、債務免除益(△17)を計上
特別損失	125	31	△93	△74.7	①前連結会計年度は投資有価証券評価損(△101)を計上 ②修繕引当金繰入額(+13)
税金等調整前 当期純利益又は 税金等調整前 当期純損失	△369	499	868	-	
法人税等合計(注)1	△21	61	83	-	
非支配株主に帰属する 当期純利益又は 非支配株主に帰属する 当期純損失	10	△7	△17	-	
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失	△357	445	802	-	

(注) 1. 「法人税等合計」には、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額を含みます。

2. 当連結会計年度の営業収益における電力取引関連事業に係るヘッジ目的で行う電力先物取引による影響の内容については、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況(2)電力取引関連事業をご参照ください。

3. 当連結会計年度の営業収益におけるディーリング事業に係る影響の内容については、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況(5)ディーリング事業をご参照ください。

セグメント毎の経営成績及び取り組み状況は次のとおりです。
セグメント利益：再生可能エネルギー関連事業、電力取引関連事業、
小売事業、アセット・マネジメント事業
セグメント損失：ディーリング事業

(単位：百万円)

		2023年3月期 連結会計年度	2024年3月期 連結会計年度	増減	増減率(%)
再生可能エネルギー関連事業	営業収益	671	883	212	31.7
	セグメント損益	△12	126	139	—
電力取引関連事業 (注) 1	営業収益	9,823	8,155	△1,668	△17.0
	セグメント損益	△537	382	919	—
小 売 事 業	営業収益	1,122	5,588	4,465	397.8
	セグメント損益	△196	124	320	—
アセット・マネジメント事業	営業収益	170	186	16	9.5
	セグメント損益	△45	3	49	—
ディーリング事業 (注) 2	営業収益	457	337	△120	△26.3
	セグメント損益	33	△14	△47	—
そ の 他 (注) 3	営業収益	14	—	△14	—
	セグメント損益	△7	—	7	—
調 整 額	営業収益	△485	△295	189	—
	セグメント損益	△92	△110	△18	—
当期連結計算書類計上額	営業収益	11,774	14,855	3,081	26.2
	セグメント損益	△857	512	1,370	—

- (注) 1. 当連結会計年度の営業収益における電力取引関連事業に係るヘッジ目的で行う電力先物取引による影響の内容については、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況 (2) 電力取引関連事業をご参照ください。
2. 当連結会計年度の営業収益におけるディーリング事業に係る影響の内容については、セグメント毎の経営成績及び取り組み状況 (5) ディーリング事業をご参照ください。
3. 「その他」は、地方創生事業など、現時点で事業セグメント化されていない事業を示しています。
4. セグメント損益は、当連結会計年度の経常損益と調整を行っており、セグメント間の内部取引消去等の調整額が含まれております。各事業に帰属する特別利益及び特別損失は含んでおりません。

(1) 再生可能エネルギー関連事業

当事業は当社及びアストマックスエビの地熱株式会社が推進しており、当事業を通じて、更なる再生可能エネルギーの導入及び拡大に寄与する方針の下、2030年までに最大年間66,000トン（太陽光発電100MW相当）のCO2削減を目指しております。本事業を通じて、再生可能エネルギーの導入加速と電力系統の安定化に貢献するとともに、カーボンニュートラルの実現、GXの推進に取り組んでまいります。

<太陽光発電事業>

当事業が従事した完工済みの案件は合計31.4MWであり、2024年3月末日現在着工中の案件は以下の①のとおり、1か所、2.1MWになります。

当事業では、長年に亘り培ってきた再生可能エネルギーに係るノウハウとネットワークに加え、小売事業部門と連携を取りながら潜在顧客の発掘とアプローチを行い、固定価格買取制度に頼らない、非FIT太陽光発電設備を用いたPPAの展開を中心にマーケティングを行っております。FITモデルから非FIT又はFIPモデルへの転換により、事業採算性の向上に取り組んでおります。

自社開発：

- ① 栃木県大田原市 出力規模：約2.1MW 2024年4月完工
稼働後は当社が維持・運営管理（O&M事業）を行います。

自社開発（運転開始）：

当連結会計年度に運転開始した案件はありません。

セカンダリー市場：

新たな案件についても精査を行っております。

ポートフォリオの入替：

当連結会計年度に入替を実施した案件はありません。

維持・運営管理（O&M事業）：

当社が開発に携わった案件等16か所、合計29.5MWの太陽光発電所の維持・運営管理（O&M事業）を行っております。

なお、当社グループが所有及び管理している栃木県の発電所（あくとソーラーパーク）において、2024年2月に電気ケーブルの一部が切断される被害が発生いたしました。このため、被害発生時から本書の日付現在において、当該発電所の発電能力は半分程度に低下しております。当該発電所では、2023年3月に発生した電気ケーブル盗難被害の再発防止策として警備会社との契約や警察の巡回強化等を行っております。今回の被害については、盗難こそ未遂に終わったものの、電気ケーブルの一部が切断されており、改めて今回の被害を重く受け止め、地元警察、警備会社や現地管理会社と連携し、更なる対策を検討しております。

本発電所には損害保険を付保しており、発電停止期間の休業補償については保険金の請求を行う予定ですが、復旧工事完了後に補償金を受領するため、来期（2025年3月期）に計上される見込みです。一方、復旧工事に要する費用については、当該発電所での被害が2回目であるため、当社が全額負担することとなり、13百万円を当連結会計年度に特別損失として計上いたしました。

コーポレートPPA事業：

当社は北海道山越郡長万部町と包括連携協定を締結し、「持続可能な街づくりと脱炭素化・再生可能エネルギー推進を同時実現することを目的とした事業」を協同で推進しており、本案件は運転開始済です。この他、民間企業との案件が順次運転開始する予定となっております。

<系統用蓄電池事業>

当社は大和エナジー・インフラ株式会社、芙蓉総合リース株式会社と共同で匿名組合出資する合同会社DAXより、北海道札幌市内で、系統用蓄電池（定格出力5.0万kW、定格容量10.0万kWh）事業のオペレーターとして、運転開始前は本事業の工程管理及び運用準備業務を、運転開始後は蓄電所の運営、維持・管理、AIを活用した需給調整や市場予測等の機能を活用した電力取引の業務を請け負います。当該系統用蓄電所は2023年度に着工し、スケジュールどおり工程が進んでおり、2025年秋の運転開始を予定しております。

また、当該エリアに加え他のエリアでの展開も検討しており、幾つかの案件について具体的な事業化に向けて取り組みを進めております。

なお、本事業の内、事業の運転開始前の工程管理に係る損益は本セグメントに計上いたします。

<地熱発電事業>

当事業では、ベースロード電源である地熱を利用した発電事業の取り組みも進めております。

宮崎県えびの市尾八重野地域では、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による「地熱資源開発調査事業費助成金交付事業」（以下、「助成事業」という。）の採択を受け、2 MW規模の地熱発電の事業化を目指して、2016年度～2018年度に3本の調査井を掘削、その後計画規模を4～5 MWに拡大し、2019年度助成事業として4本目の調査井を掘削いたしました。これら4坑井（生産井2本・還元井1本・貯留層のモニタリング用井戸1本）から、発電事業に必要な能力を有するとした調査結果を得ており、事業化に向けて取り組んでおります。

その中で、当初より計画していた2 MW分の連系については、九州電力送配電株式会社との契約により2026年度工事完了予定となっております。一方、計画規模拡大に伴う追加の連系容量については、現在も系統確保に向けて関連手続きを進めておりますが、連系時期の不確実性や物価上昇等による建設コストの増加に伴い、並行して送電容量の拡大等を含む計画の見直しの検討も行っております。

冒頭に記載したとおり、系統用蓄電池事業の取り進め開始に伴い、合同会社DAXとの業務委託契約及びアレンジメント契約を締結したことにより、営業収益及び営業外費用（持分法による投資損失）を当連結会計年度に計上いたしました。一方、太陽光発電事業では、経済的出力制御（オンライン代理制御）が2022年12月から運用開始されており、当連結会計年度に精算した電力販売のマイナス調整負担が九州地方で大きく発生しております。また、営業費用の側面では、O&M事業にかかる資材高、工賃の上昇、昨今の自然災害やケーブル盗難の増加に伴う保険料の上昇のほか、系統用蓄電池にかかる事業のコスト負担増等により営業費用も前年同期間比増加いたしました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は883百万円（前年同期間比212百万円（31.7%）の増加）、126百万円のセグメント利益（前年同期間は12百万円のセグメント損失）となりました。

(2) 電力取引関連事業

当事業は、当社が推進し、①小売電気事業者向け電力取引及び電力小売顧客向け固定価格取引等の提供、②需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供を行っております。

①については、顧客毎の電力調達及びリスクヘッジニーズに対応し、電力現物先渡取引、デリバティブ取引である電力スワップ取引、電力先物取引に取り組んでおります。②については、既存顧客へ安定したサービスの提供をしながら、引き続き新規取引先を増やすべく、電力取引のリスク管理コンサルティング等の新メニューを加え、顧客ニーズにあったきめ細かいサービスの提案を行っております。電力取引の増加及び多様化に伴うリスク管理の重要性の高まりを受け、当社グループでは、リスク管理体制の強化も推進し、変動率が高い相場展開の中、リスクを適切に抑制しながら取引を実行しております。

当連結会計年度においては、電力卸売価格が前連結会計年度比低位で推移し、取引量当たりの平均単価が下落したことが大きく影響し、営業収益、営業費用は共に前年比減少したものの、ヘッジニーズの高まり等を受け、取引量が前年比増加したこと等によりセグメント利益は増加いたしました。

なお、当連結会計年度のヘッジ目的で行う電力先物取引による営業収益への影響は以下のとおりです。当連結会計年度末を越えて受渡しが行われる電力現物先渡取引は時価評価の対象ではありませんが、当該取引をヘッジする目的で行う電力先物取引はデリバティブ取引として時価評価の対象となります。電力先物取引のうち、一部取引所では取引所の規定によって3か月以上の期間のポジションは期末が近付いた段階で決済され、より短い期間の新たなポジションに分割されます。これに伴う決済損失10百万円（純額①-1）と、当連結会計年度末を越えて限月を迎える電力先物取引の時価評価損24百万円（純額①-2）は、当連結会計年度末を越えて受渡しが行われる電力現物先渡取引と同一の会計期間に認識されないため、当連結会計年度の営業収益を押し下げ、電力取引関連事業のセグメント利益を減少させる要因となっております。

一方、同様の理由で、当連結会計年度に受渡しが行われる電力現物先渡取引をヘッジする目的で行われた電力先物取引に係る前連結会計年度に認識された決済損失75百万円（純額②-1）及び時価評価損158百万円（純額②-2）は当連結会計年度の営業収益を押し上げ、電力取引関連事業のセグメント利益を増加させる要因となっております。

①と②を総合すると、結果として当連結会計年度の営業収益とセグメント利益はそれぞれ合計198百万円 ($198 = -10 - 24 + 75 + 158$) 押し上げられております。

以上の結果、電力取引関連事業の当連結会計年度の営業収益は8,155百万円 (前年同期間比1,668百万円 (17.0%) の減少) となり、セグメント利益は382百万円 (前年同期間は537百万円のセグメント損失) となりました。

(3) 小売事業

当事業は、当社及びアストマックス・エネルギー株式会社（以下「AEKK社」）が推進し、当社は特別高圧・高圧市場の顧客へ電力販売を行い、AEKK社では個人を中心とする低圧市場の顧客へ電力とガスの販売を行っております。

<電力小売事業>

特別高圧・高圧の電力市場では電力価格の高騰により、2022年度にはみなし小売事業者を含む多くの小売事業者が顧客への供給契約の停止や撤退を進めた結果、電力供給を絶たれた多くの顧客は送配電事業者による最終保障契約に移行いたしました。その結果、送配電事業者は2022年9月より最終保障契約の値上げを発表し、実質的な市場連動型料金に変更しております。こうした動きもあり、特別高圧・高圧電力市場では市場連動型料金体系が従来に比べ一般的になり、当社は2022年夏より特別高圧・高圧向け「フリープラン」の営業に注力してまいりました。その結果、同プランの優位性が認知され、撤退する事業者の顧客引受や媒介店からの流入を中心とした新規顧客が大幅に増加し、2023年5月には特別高圧・高圧の顧客数（請求単位）が500件を超える水準となりました。2023年度は、2022年度のような最終保障契約からの流入は一巡し、新規顧客の増加率は鈍化傾向となり、2024年3月末現在の特別高圧・高圧の顧客数（請求単位）は550件超となっております。なお、当社は、2023年12月の特別高圧・高圧のみを対象とした電力販売量ランキングで第47位（資源エネルギー庁電力調査統計より集計、みなし小売電気事業者を除く）となっております。

既存顧客向けに、第3回目となるWebセミナーを2023年12月から2024年1月にかけて開催し、2024年4月から始まる容量拠出金制度や、固定価格と市場価格を組み合わせたハイブリッド・フリープラン、キャップ付きフリープランなど新商品の概要の説明を行い、理解を深めていただく機会を設けました。今後も様々な取り組みを通じて、サービスへの理解促進と拡充に努めてまいります。

一方、低圧市場の事業環境は、2022年11月以降、みなし小売電気事業者から新電力への切替数が伸び悩む傾向にありますが、当事業においては、2023年9月より低圧市場向け電力プランを「フリープラン」に一本化することを発表し、9月より他プランの既存顧客についてはフリープランへの移行を実施いたしました。これにより一部既存顧客の離脱も見られましたが、電力市場価格の低位状況が続いていることから、低圧法人顧客の流入の動きも徐々に出てきております。

<ガス小売事業>

AEKK社では株式会社グローバルエンジニアリングのガス小売取次店として電気とガスのセット販売を継続しております。

以上の結果、年間を通じて顧客への電力供給が安定的に行われたことから、小売事業の当連結会計年度の営業収益は5,588百万円（前年同期比4,465百万円（397.8%）の増加）となり、124百万円のセグメント利益（前年同期間は196百万円のセグメント損失）となりました。当事業は立ち上げから4年目で初めて年間を通じてセグメント利益を達成いたしました。

(4) アセット・マネジメント事業

当事業は、当社とアストマックス・ファンド・マネジメント株式会社（以下、「AFM社」という。）が推進し、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担うほか、2020年3月に運用開始した基金の安定運用のファンド、2022年10月に運用開始した学校法人東京理科大学が支援する再生可能エネルギーファンドの運用業務を行っております。再生可能エネルギーファンドにおいては、当社グループの「中期ビジョン2025」でも優先課題となっている「地域の地産地消のための再エネ導入」を、産官学連携の力も活用して行うことを目指しております。

AFM社が営業者として運用しているファンドは順調に運用資産を増加させており、当セグメントの営業収益に計上する運用報酬額は前連結会計年度比増加しております。2024年1月以降、単月で安定した利益を確保できる体制となっております。当連結会計年度としても僅かながら黒字となりました。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は186百万円（前年同期比16百万円（9.5%）の増加）となり、3百万円のセグメント利益（前年同期間は45百万円のセグメント損失）となりました。

(5) ディーリング事業

当事業は、当社が推進し、OSE、TOCOM、TFX、CME、ICE、INE等、国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。また、AIを活用した分析やトレーディングシステムを開発し、為替やプラチナ等の取引において実稼働しております。

原油市場は、第3四半期連結会計期間は米欧や中国の景気減速見込みを受け下落、第4四半期連結会計期間は明確な材料を欠く中横ばいで推移し、3月中旬には需給見通しを背景に上昇いたしました。金市場の価格は、欧米の利下げ見込みを背景に、引き続き、高い水準で推移いたしました。

裁定取引については、プラチナを中心に国内外取引所の値差が大きく動きプラスに貢献したものの、通期では裁定取引の機会は限定的で収益は伸び悩みました。

なお、当連結会計年度末においては、日本市場は2024年3月29日まで取引が行われていましたが、海外市場はイースター休暇により29日が休場となっていたため、それぞれの市場の評価日付が異なることにより、12百万円の一時的な評価損が発生しております。

以上の結果、当事業における当連結会計年度の営業収益は337百万円（前年同期間比120百万円（26.3%）の減少）、セグメント損失は14百万円（前年同期間は33百万円のセグメント利益）となりました。

当事業では、今後も引き続き経費節減に努めると同時に、ディーリング資金の効率的な運用を行い引き続き収益力の強化を目指してまいります。

(6) 新機能開発部

当部は、当社が推進する総合エネルギー事業の様々な領域において、当社が中心となり各事業部門との連携を図り、DXの推進や新しいビジネスモデルを組み立てていくことを業務目的としております。

AI活用による需給管理や、発電／供給サイドの事業と、販売／需要サイドの事業のアグリゲート（集約化）及び、双方のマッチングによる新たなサービスを展開する等、独自性の高いビジネスフィールドを念頭に置いており、既に、AI等を活用した電力の需要予測や太陽光発電出力予測等の需給管理、リスク管理の高度化に取り組み、電力取引関連事業にて提供している業務代行サービスにて実稼働しております。

また、系統用蓄電池事業で利用するAIアルゴリズムの開発等にも取り組んでおります。これは、系統用蓄電所の運転開始後に、電力需給バランスの安定化と電力供給の効率化を図るために必要なもので、需給調整や電力関連市場予測及び入札価格や入札量の最適化等の機能にAIを活用します。系統用蓄電池事業は当社グループの中期ビジョンにおいても優先課題の一つとなっており、再生可能エネルギー関連事業部と連携しながら本事業に取り組んでおります。

なお、蓄電池事業の進展に伴い、2024年1月1日付けで組織改編を行い、新機能開発部を発展的に解消し、新機能開発部が担っていた業務は新設した蓄電池ビジネス企画推進委員会が基本的に推進し、蓄電所の開発に関連する業務の受託は再生可能エネルギー関連事業にて、また系統用蓄電池事業で使用するAIアルゴリズムの開発等は電力取引関連事業にて取り進めることといたしました。

上記、セグメント利益又は損失は当該連結会計年度の経常利益と調整を行っており、セグメント間の内部取引消去等の調整額が含まれております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資等につきましては、再生可能エネルギー関連事業で推進している太陽光発電設備等に対する投資（総額233百万円）等を行っております。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、電力小売事業の拡大に対応した電力仕入資金を調達するため2023年9月に借入極度額を20億円とするコミットメントライン契約を締結したことをはじめ、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充たいたしました。

4. 対処すべき課題

当社グループは今後更なる事業及び収益の持続的拡大を図るために、以下の課題に取り組んでまいります。

（優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題）

（1）新たな事業への挑戦と事業モデルの構築

当社グループは、祖業のアセット・マネジメント事業、ディーリング事業に加え、そのノウハウを活かし2012年度以降、再生可能エネルギー関連事業や電力取引関連事業を展開しております。2021年3月期には既存ビジネスをさらに拡充するために小売事業（電力・ガス）を立ち上げました。

今後も社会の変化のスピードに遅れることなく、社会的要請及び時代の方向性に即するために、一歩先の動きを見据えた事業展開をさらに進めていく必要があると考えており、これを実現するために、当社は、2021年11月に、2022年3月期から2025年3月期までを対象期間とする「中期ビジョン2025 事業の深化と進化」を策定いたしました。2022年9月に創業30周年を迎えた当社グループは、本中期ビジョンにおける3年半を第2の創業期と捉え、総合エネルギー事業会社への変革を加速化させ、会社の飛躍的な成長を図ってまいります。

本中期ビジョンに掲げた優先して取り組む事項は以下の5項目です。

1. 『電力利用の新しい日常』を創造
2. 電気は『つくって、ためて、賢く使う』時代を先取り
3. 蓄電池を活用した事業・ビジネスの拡大
4. 地域電力設立の支援強化（地域脱炭素化の支援）
5. 小売電気事業者様向けマネジメントサービス提供型ビジネスの一層の拡大

これらの取り組みを推進するにあたり、所有する資産から収益を得るアセット型事業から電力に係る需給管理やリスク管理等各種マネジメントやオペレーションにより収益を得るノンアセット型の事業により重心を移していくことを指向しております。とりわけ、蓄電池については、脱炭素社会に向けて急速に拡大する再生可能エネルギーを効果的に活用するために重要な分野と認識しており、2021年2月より大型蓄電池を用いたエネルギーマネジメントサービスの提供を開始しております。さらに2025年秋に運転開始が予定されている北海道札幌市新川の大規模系統用蓄電所において、当社は運転開始までの管理と、運転開始後はAIを活用した市場予測等に基づき、卸電力市場や需給調整市場、容量市場での取引業務を請け負います。

これらマネジメント／オペレーションサービスの確立及び継続的発展のためには、現行の電力関連事業（再生可能エネルギー関連、電力取引関連、小売）で培いつつあるノウハウはもとより、これまでディーリング事業で培ってきたトレーディングや各種マネジメント等に係るノウハウや、アセット・マネジメント事業で培ってきたアセットオーナーとのコミュニケーション、新規事業投資等に係るノウハウを最大限活用するとともに、資金調達手段の多様化を図り、より一層のAIの活用等によるDXの推進や、人的資本投資の拡充に取り組んでいくことが必要であると考えております。

なお、2025年3月期における定量的目標として、連結営業収益：200億円以上、税金等調整前当期純利益：7億円以上、1株当たり純資産額：500円以上、の3つを設定しております。

(2) 事業規模の拡大

当社グループは、当社グループのエネルギー事業に係る事業領域を、電力サプライチェーン全体に広げ、より機能的なサービスの提供と収益機会の開拓を図ることを目的に、2020年より小売事業（電力・ガス）に参入しております。当社グループが「総合エネルギー事業」を目指す過程においては、小売電気事業の環境変化により、2022年夏以降、小売電気事業の「特別高圧・高圧」の当社の顧客契約数は一気に増加いたしました。電力販売量の増加は電力仕入の増加へと繋がり、顧客数の増加は新たな顧客向けサービスのビジネスチャンスとなる等、当社グループの他の事業にも好影響を及ぼします。引き続き新規顧客の獲得と既存顧客の維持管理を並行して行い、事業規模の拡大を図ってまいります。

(3) 株主資本の充実と持続的な収益力の確保

総合エネルギー事業をコアとし、金融及び市場取引分野において蓄積したノウハウを活用しつつ事業展開を進めている当社グループにとって、事業規模の拡大と今後の新しい事業モデルを構築するためには、株主資本を充実させ企業体力を強化させることと持続的な収益力を確保していくことが最も重要な課題であります。事業展開の優先度を重視し、各セグメントに対する経営資源配分の最適化を図り、事業目標の進捗管理の強化と資本効率をさらに向上させることが必要であると考えています。人財育成等を含め、人的資源の一層の活用を通じて収益力の向上に取り組んでまいります。

また、継続的に経費構造を見直し、経費率の改善を同時に進めることも重要であると考えており、引き続きコスト削減を徹底してまいります。

(4) 効率的かつ機動力のある体制の構築とリスク管理の高度化

上記の目標達成のためには、適材適所の人材配置と業務効率の向上を実現させる組織運営が必要であると考えております。特にDXを推進する上では、システム人材の拡充が課題であると認識しており、外部登用や社内の人材活用も含め積極的に取り組んでまいります。

さらに、市場取引に係るリスク、信用リスク、流動性リスクに加え、セキュリティリスク、自然災害発生及び感染症拡大等に伴う事業継続に係るリスク等、当社グループの事業を取り巻くリスクは、今後、従来想定していない新たなカテゴリーのものも発生しうると考えられます。こうした事業を取り巻くリスクを迅速かつ的確に管理することの重要性を明確に認識し、不測の事態に備えたリスク管理体制の一層の強化に努めてまいります。

(5) サステナビリティに関する考え方及び取り組み

当社グループは、環境・社会・経済という3つの観点において、持続可能な状態の実現に貢献するため、長期的に良好な企業活動を維持し続けることを、サステナビリティ経営として捉えております。

当社は、この経営方針を推進するため、代表取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、気候変動や人的資本をはじめとした重要課題や基本方針を特定・策定の上、そのリスク管理状況等について、同委員会より取締役会に報告を行う体制を構築しており、今後強化してまいります。

(6) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について

2023年3月に東京証券取引所より、プライム市場及びスタンダード市場の全上場会社を対象に、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請がなされました。資本コストや株価を意識した経営を実践する観点から、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価した上で、改善に向けた計画を策定・開示し、その後も投資者との対話の中で取り組みをアップデートする、といった一連の対応を継続的に実施することを求められております。

当社においては、現在、資本収益性等の分析を進めており、今後の対応等につき検討をしております。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

(1) 再生可能エネルギー関連事業における事業基盤の拡充

再生可能エネルギー関連事業においては、「持続可能な開発目標 (SDGs)」や国のエネルギー基本計画に鑑み、2030年までに最大年間66,000トン (太陽光発電100MW相当) のCO₂削減を目指しております。

本事業を取り巻く環境としては、再エネ特措法の改正、競合他社の参入、優良案件の減少等、案件確保が容易ではない状況が引き続き継続することが想定されます。こうした環境下、当社は、長年に亘り培ってきた再生可能エネルギーに係るノウハウとネットワークの力を活用し、固定価格買取制度に頼らない、非FIT太陽光発電設備を用いたPPAの展開にも取り組んでおります。また、併行して固定価格買取制度上のセカンダリー市場 (完成した発電所の売買市場) での案件確保、保有している既存発電設備について譲渡を行うこと等を含め、事業ポートフォリオの一部入替を検討する等、期間利益を確保し、FITモデルから非FIT又はFIPモデルへの転換を図りながら、事業採算性の向上に取り組んでおります。

その一方で、全国的に太陽光発電設備が増加したことにより、出力抑制が課されるエリアが拡大されてきており、さらに経済的出力抑制の制度もスタートし、出力抑制が営業収益に与える影響は増加しております。当社グループはこれまで以上に出力抑制が実施される可能性を十分に認識し、業務効率化や経費見直し等を行ってまいります。

地熱発電事業については長期に亘る事業ではありますが、既に宮崎県において掘削した生産井2本・還元井1本・貯留層のモニタリング用井戸1本から、発電事業に必要な能力を有するとした調査結果を得ており、事業化に向けて着実に前進していると考えております。地熱発電事業は太陽光発電に比べリスクが高いことは認識しておりますが、再生可能エネルギー関連事業の新たな中核の一つとなるよう、潜在的なリスク検証も含め、パートナー企業とともに取り組みを加速・拡大させてまいります。なお、九州電力送配電株式会社との契約により、当初計画の2MWは2026年度工事完了予定として連系承諾を得ております。計画規模拡大に伴う追加の送電容量については、現在も系統確保に向けて関連手続きを進めておりますが、連系時期の不確実性や物価上昇等による建設コストの増加に伴い、並行して送電容量の拡大等を含む計画の見直しの検討も行っております。

(2) 電力取引関連事業における収益力強化

電力取引関連事業においては小売電気事業者向けの業務代行の受注に加え、顧客の多様な電力調達ニーズに対応するため電力の仕入・販売に注力してきた結果、着実に収益基盤の強化が進んできております。しかしながら、事業をとりまく環境は2021年1月の電力需給ひっ迫、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻等によるエネルギー価格の高騰、電力の仕入価格が販売価格を上回る状況が断続的に発生する等の事態を経て、一時は700社を越えた小売電気事業者の再編等が進み、2024年3月末現在では約600社となる等、当事業の顧客である小売電気事業者にとって、厳しい事業環境が続いております。今後もAIを用いた電力の需要予測等、引き続き質の高いサービスと独自のネットワークを武器に安定した顧客基盤の拡充を図り、一層の収益力の拡大と事業基盤の強化を目指してまいります。

(3) 小売事業における収益力強化

当社グループは小売電気事業者を有するAEKK社を2020年4月に買収し、2022年3月期から小売電気事業を積極的に展開しております。2022年4月から販売を開始した低圧顧客向けの電力プラン「フリープラン」は、電力の価格を変動料金と固定料金を組み合わせ、カスタムメイドな電気プランを実現できるプランであり、2022年夏からは高圧及び特別高圧の法人顧客に対しても販売を開始しました。これは、大手電力会社が引き受けを停止し、電力プランが実質的に市場連動に切り替わることがアナウンスされた時期であり、当社の「フリープラン」に対する比較優位性があらためて認識され、2022年夏以降顧客数が大きく増加し、2024年3月期に初めて年間を通じてセグメント黒字となりました。

サービスへの理解促進と拡充のため、顧客訪問に加え、顧客向けにWebセミナーを開催し、2024年4月から始まる容量拠出金制度や、固定価格と市場価格を組み合わせたハイブリッド・フリープラン、キャップ付きフリープランなど新商品の概要説明を行い、理解を深めていただく機会を設けました。今後も様々な取り組みを通じて、サービスへの理解促進と拡充し更なる顧客の獲得に努め、一層の収益力の拡大と事業基盤の強化を目指してまいります。また、コーポレートPPAや蓄電池の活用等を小売事業とも連携させ、質の高いサービスを提供してまいりたいと考えております。

(4) アセット・マネジメント事業の収益基盤の拡充

当事業を主として推進しているアストマックス・ファンド・マネジメント株式会社では、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの営業者としてファンド運営業務等を担うほか、2020年3月に運用開始した基金の安定運用のファンド、2022年10月に運用開始した学校法人東京理科大学が支援する再生可能エネルギーファンドの運用業務を行っております。運用対象が拡大するに伴い、この運用業務を適切に行うとともに、ベンチャーキャピタルファンドについては、投資先企業の成長にも寄与できるよう、引き続き努力を継続してまいります。

(5) ディーリング事業の一層の効率化

ディーリング事業は、ここ数年にわたり、取引対象の拡大や取引インフラを整備し収益源の多様化と収益力の拡大を目指してまいりました。当事業は市場環境に左右される側面があり、現状の取引対象市場における市場規模は従来に比べ縮小してきている事実は否めない一方、取引にかかるコストは海外を中心に年々上昇していることから、引き続き管理部門の業務効率化やコストコントロールを積極的に行ってまいります。2020年度には原油と石油製品を除く商品先物が東京商品取引所から日本取引所グループ傘下の大阪取引所に移され、総合取引所が発足しましたが、期待した程の参加者の増加は未だ見受けられないものの、当社グループの得意とするリスク管理手法を用いて収益の最大化、利益率及び資本効率の向上を目指して事業展開を行ってまいります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延を受けて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は約4年の経過を経て収束しておりますが、その間、業務システム導入等によるIT化やデジタル化を進めた結果、ニューノーマルな生活や勤務体制が一般化しました。在宅勤務の利便性が確認できたとともに、リアルな時間や場所を共有できないことに伴う弊害についてもあらためて認識しつつ、アフターコロナの時代において、ハイブリッドな勤務体制を維持しつつ、当社の全てのステークホルダーにとっての最適解を導くべく、今後も様々な施策にトライしてまいります。

また、今後起こりうる別種のウイルス等による感染拡大や自然災害に対しての想定も必要になってくるものと考えております。

(7) コンプライアンスの徹底

上場企業として、再生可能エネルギー関連事業、電力取引関連事業、小売事業、アセット・マネジメント事業を展開している当社グループは、極めて公共性の高いビジネスの担い手であると強く認識しております。よって役職員一人一人に高いモラルが求められており、当社グループの全役職員に対して社内規程で法令等の遵守を求めるとともに、誓約書を提出させております。コンプライアンスについては、研修を行う等継続的な啓蒙活動とチェックが必要であり、引き続きその徹底を図ってまいります。

(8) セキュリティ対策

当社グループでは、事業別に業務上の全てのデータにアクセス権を設定するだけでなく、情報にアクセスする場所やデバイスにおいても制限を施すことで、情報漏洩のリスクを低減させる取り組みを行っております。

その上で、役職員の高い意識が重要であるとの認識のもと、役職員全員を対象としたサイバー攻撃に関する訓練や研修を定期的実施しております。

今後も継続して役職員の啓蒙、意識の醸成に努めてまいります。

(9) IRの充実

当社グループの事業は複数で構成されているため、既存株主様や投資家からそれぞれの事業が分かり難いのご意見をいただいております。IRについては、月次開示（当社グループが保有する発電所の売電状況）、四半期決算の補足説明資料開示、年に2回のオンライン決算説明会、年次の株主通信の充実や、各種適時開示等にて、事業全体の関連性及び状態をより分かり易く可視化に努めております。今後もIRの一層の充実に取り組んでまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

	第9期 2021年3月期	第10期 2022年3月期	第11期 2023年3月期	第12期 (当連結会計年度) 2024年3月期
営業収益 (千円)	12,280,315	12,769,372	11,774,210	14,855,748
経常利益 (△ 損失) (千円)	95,719	324,874	△857,746	512,511
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△ 損失) (千円)	121,135	127,185	△357,822	445,016
1株当たり 当期純利益 (△ 損失) (円)	9.47	9.90	△27.77	34.67
総資産 (千円)	11,923,018	13,121,761	12,942,272	14,293,907
純資産 (千円)	6,073,651	6,170,904	5,763,358	5,968,619

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第10期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第10期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
アストマックスえびの地熱株式会社	10,000千円	100%	地下資源開発及び地熱開発事業
アストマックス・エネルギー株式会社	3,000千円	100%	小売事業

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
再生可能エネルギー関連事業	再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業を行っております。
電力取引関連事業	小売電気事業者をサポートするために、電力取引の提供、需給管理業務を中心とした業務代行サービスの提供を行っております。
小売事業	当社は特高・高圧市場の顧客への電力販売を行っております。また、個人を中心とする低圧市場の顧客への電力販売及びガス販売を、AEKK社を通じて行っております。
アセット・マネジメント事業	AFM社を営業者として、学校法人東京理科大学が主に出資する大学発ベンチャーキャピタルファンドの運営業務等を行っております。
ディーリング事業	国内外の主要取引所において商品先物を中心に、株価指数等の金融先物を取引対象とした自己勘定取引を行っております。

8. 主要な営業所

(1) 当 社

本 社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号
-----	--------------------

(2) 子会社

アストマックスえびの地熱株式会社	宮崎県えびの市
アストマックス・エネルギー株式会社	東京都品川区

9. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
56名	1名	42.21歳	8.25年

10. 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 高 知 銀 行	1,620百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	906百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	289百万円
株 式 会 社 栃 木 銀 行	130百万円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	109百万円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	102百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において、業務執行に対する監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2024年6月26日開催の第12期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 13,160,300株（自己株式807,641株を含む。）
3. 当期末株主数 4,038名
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社大和証券グループ本社	1,662,500株	13.46%
有限会社啓尚企画	1,172,000株	9.49%
牛嶋英揚	680,868株	5.51%
山本純也	388,200株	3.14%
白木信一郎	370,000株	3.00%
小幡健太郎	327,193株	2.65%
山本美江	266,500株	2.16%
小倉啓満	206,900株	1.67%
本多弘明	187,268株	1.52%
株式会社SBI証券	175,868株	1.42%

(注) 1. 当社は、自己株式807,641株を保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に交付する譲渡制限付株式報酬であります。その報酬の総額は「IV 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。また、当社は、対象取締役との間で次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しております。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 (社外取締役を除く)	30,518株	2名

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の発行状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	牛 嶋 英 揚	執行役員 くまもとんソーラープロジェクト株式会社 代表取締役社長 アストマックスえびの地熱株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	本 多 弘 明	執行役員
取 締 役	橋 本 昌 司	橋本総合法律事務所 代表 GMOリサーチ株式会社 社外取締役 東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委 員会 外部委員 大幸薬品株式会社 専務取締役
取 締 役	溝 淵 寛 明	—
常勤監査役	森 田 孝 彦	—
監 査 役	小 坂 義 人	株式会社オキサイド 社外監査役 信越化学工業株式会社 社外監査役 飛悠税理士法人 代表社員 株式会社ABCash Technologies 非常勤監査役
監 査 役	細 川 健	行政書士オフィス細川 代表行政書士 スカイファーム株式会社 社外監査役
監 査 役	久 武 昌 人	千葉工業大学 主席研究員

- (注) 1. 取締役 橋本昌司、溝淵寛明の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 森田孝彦、小坂義人、細川健、久武昌人の4氏は社外監査役であります。
 3. 取締役 橋本昌司、溝淵寛明及び監査役 森田孝彦、小坂義人、細川健、久武昌人の6氏は株式会社東京証券取引所スタンダード市場が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役 小坂義人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 代表取締役社長 本多弘明氏は、事業年度末日後の2024年4月9日付でアストマックス・ファンド・マネジメント株式会社の代表取締役会長に就任しております。
 6. 取締役 橋本昌司氏の重要な兼職先であるGMOリサーチ株式会社は、2024年5月1日付でGMOリサーチ&A I 株式会社に商号変更をしております。
 7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2024年3月31日現在)

役 名	氏 名	担当
執行役員	小 幡 健太郎	投資事業部門 部門長
執行役員	鴨 崎 晃	電力・ガス小売事業部門 部門長
執行役員	西 瀧 しのぶ	経営管理部門 部門長
執行役員	西 尾 亮	業務部門 部門長
執行役員	森 川 健太郎	再生可能エネルギー関連事業部門 部門長
執行役員	竹 井 哲 夫	市場営業部門 副部門長
執行役員	中 西 典 彦	総務部門 部門長

2. 責任限定契約の内容の概要

当会社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役については金3百万円または法令が定める額のいずれか高い額、監査役については金2百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を定めており、その概要は、次のとおりです。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2013年6月26日の株主総会にて年間報酬限度額の総額を定めており、取締役の報酬の総額の限度額は200百万円である。取締役報酬の総額は、報酬限度額の範囲で各事業年度後の経営内容、期間利益、事業計画の進捗状況等を踏まえて決定することを基本方針とする。各個人への配分については、役位を基とした額をベースに、経営及び業績への貢献度・責任等を考慮した額を支給することとする。

③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、導入していない。

非金銭報酬等は、当社の取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日に開催された当社定時株主総会において、報酬限度額の範囲で、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議した。その総額は、年額20百万円以内である。各取締役（社外取締役を除く。）への具体的な配分については、取締役会において決定する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給せず、固定報酬とは別に固定報酬の10%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として支給するものとする。

⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための報酬として払込期日に支給する。

(2)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の総額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は200百万円以内）と決議いただいております。また、社外取締役を除く各取締役に対しては、2020年6月25日開催の定時株主総会において、前述の報酬の総額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、その総額は、年額200百万円以内であります。2013年6月26日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）で、2020年6月25日開催の定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の報酬の総額は、2013年6月26日開催の定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3)取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に際しては、年複数回開催する指名・報酬諮問委員会において、取締役報酬額の妥当性、算定方法、取締役個人の成果及び具体的な取締役報酬額に関する審議を行い、決定内容を取締役会に答申し、答申を受けた取締役会が、審議の上、総額を決定することとしております。

当事業年度における各取締役の個人別の報酬額は、当社の経営全般を担当する社長執行役員である代表取締役社長 本多弘明が、2023年6月28日開催の取締役会において委任を受け決定しております。当該委任をした理由は、経営内容を踏まえ、取締役個人の成果について評価を行うには社長執行役員である代表取締役社長が最も適していると判断するためです。なお、当該各取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、前述の指名・報酬諮問委員会における審議内容を踏まえております。

(4)取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	85 (8)	78 (8)	—	7	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (21)	21 (21)	—	—	4 (4)

(注) 非金銭報酬等として取締役に株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「Ⅱ 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

5. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役 橋本昌司氏は、橋本総合法律事務所の代表、GMOリサーチ株式会社(現 GMOリサーチ & A I 株式会社)の社外取締役、東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会の外部委員及び大幸薬品株式会社の専務取締役を兼職しております。橋本氏が兼職しているGMOリサーチ株式会社、東急不動産リート・マネジメント株式会社及び大幸薬品株式会社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

取締役 溝淵寛明氏は、他の法人等の業務執行者及び社外役員を兼職しておりません。

監査役 森田孝彦氏は、他の法人等の業務執行者及び社外役員を兼職しておりません。

監査役 小坂義人氏は、株式会社オキサイドの社外監査役、信越化学工業株式会社の社外監査役、飛悠税理士法人の代表社員及び株式会社ABCash Technologiesの非常勤監査役を兼職しております。各法人等と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

監査役 細川健氏は、行政書士オフィス細川の代表行政書士及びスカイファーム株式会社の社外監査役を兼職しております。細川氏が兼職している行政書士オフィス細川及びスカイファーム株式会社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役 久武昌人氏は、千葉工業大学の主席研究員を兼職しております。久武氏が兼職している千葉工業大学と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	橋本昌司	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として弁護士としての専門的見地に基づき、経営から独立した客観的・中立的な立場で取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、そのほか、指名・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的立場から取締役の選解任及び報酬額決定のプロセスに関与することで、当社のコーポレート・ガバナンス体制に寄与いただいております。
社外取締役	溝淵寛明	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として他社で培われた再生可能エネルギー分野等の深い識見、経営者としての見識をもとに、経営から独立した客観的・中立的な立場で取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、そのほか、業務を執行する取締役及び各担当執行役員との面談等を通じ、他社で培われた経営者としての見識をもとに、当社事業全般に関して広くアドバイスを行っていただいております。
社外監査役	森田孝彦	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、他社で会計実務及び会計システム構築に携わってきた経験や、独立事業主として業務改善等のコンサルティング業務に従事してきた経験を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、36回中36回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	小坂義人	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、36回中35回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 そのほか、指名・報酬諮問委員会の構成員として、独立した客観的立場から取締役の選解任及び報酬額決定のプロセスに関与することで、当社のコーポレート・ガバナンス体制に寄与いただいております。
社外監査役	細川健	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として他社で培われた金融・財務に関する幅広い知識や企業経営者としての見識を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、36回中36回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	久武昌人	当事業年度開催の取締役会には、16回中16回出席し、主として環境、経済、エネルギー等の分野に関する行政における豊富な経験と、幅広い見識を活かした発言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会には、36回中36回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人としての報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 38 百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 38 百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合のほか、当社監査役会が当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止、契約違反等、当社の監査業務に重大な事態が生じた場合には、監査役会は取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ還元することが、企業として最も重要な課題であると考えており、剰余金の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目処に、期末配当を年1回行うことを基本方針としております。

一方、電力取引関連事業において、取引量の増加等を背景に翌連結会計年度以降の電力現物先渡取引をヘッジするための電力先物取引の損益が、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損益に少なからぬ影響を与える状況となっております。これらの影響は短期間で解消される損益の歪みとも言え、より安定的な配当を実施するためには配当金額を決定する指標である親会社株主に帰属する当期純利益にこれらの影響額を考慮すべきと考え、第11期よりこの考え方に従って配当を実施しております。

当連結会計年度においては、上記のヘッジのための電力先物取引において198百万円損益を押し上げる効果があったこと（「I 企業集団の現況に関する事項、1. 事業の経過及びその成果（2）電力取引関連事業」に記載のとおり）、ディーリング事業における国内外祝日の相違から期末評価の基準日が相違したことにより12百万円損益を押し下げる効果があったこと（「I 企業集団の現況に関する事項、1. 事業の経過及びその成果（5）ディーリング事業」に記載のとおり）を考慮すべきと判断し、親会社株主に帰属する当期純利益に198百万円を減算、12百万円を加算した金額を基準とし、その30%を目途とした剰余金の配当を分配可能額の範囲内で行うことといたしました。

当期につきましては、当該方針に従い、利益剰余金を原資として、1株当たり7円00銭の期末配当を実施いたします。

なお、特定の株主からの取得以外の自己の株式取得、欠損填補の範囲内の準備金減少、剰余金の処分については、当社の財務状況等を勘案し、必要に応じて適宜、対応を検討してまいります。

（本事業報告中の記載数字は、金額は単位未満切り捨て、比率その他は四捨五入しております。）

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[7,783,619]	【流動負債】	[4,395,940]
現金及び預金	3,667,154	営業未払金	402,252
営業未収入金	1,146,794	短期借入金	1,043,756
商品及び製品	21,945	1年内返済予定の長期借入金	292,770
リース債権及びリース投資資産	297,778	1年内償還予定の社債	1,040,000
差入保証金	2,231,693	1年内返済予定の預り保証金	519,073
自己先物取引差金	281,658	自己先物取引差金	331,634
その他の	148,539	リース債務	5,300
貸倒引当金	△11,944	未払金	76,967
【固定資産】	[6,506,587]	未払費用	29,030
(有形固定資産)	(5,582,437)	未払法人税等	82,538
建物及び構築物	190,223	賞与引当金	30,263
機械及び装置	1,998,727	インセンティブ給引当金	18,845
車両運搬具	393	訴訟損失引当金	23,000
器具及び備品	9,765	修繕引当金	13,100
土地	480,456	その他の	487,407
建設仮勘定	2,902,871	【固定負債】	[3,929,346]
(無形固定資産)	(39,845)	社債	70,000
その他の	39,845	長期借入金	1,844,244
(投資その他の資産)	(884,303)	リース債務	18,108
投資有価証券	790,345	繰延税金負債	16,360
出資	40,360	修繕引当金	116,884
長期差入保証金	47,788	製品保証引当金	1,851
その他の	5,809	資産除去債務	258,210
【繰延資産】	[3,700]	長期預り金	1,493,341
開業費	27	その他の	110,344
社債発行費	3,673	負債合計	8,325,287
		純資産の部	
		【株主資本】	[5,425,705]
		資本金	2,013,545
		資本剰余金	2,905,443
		利益剰余金	721,161
		自己株式	△214,445
		【その他の包括利益累計額】	[1,285]
		その他有価証券評価差額金	1,285
		【非支配株主持分】	[541,628]
		純資産合計	5,968,619
資産合計	14,293,907	負債純資産合計	14,293,907

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		14,855,748
再生可能エネルギー関連事業収益	835,722	
電力取引関連事業収益	7,910,760	
小売事業収益	5,585,325	
アセット・マネジメント事業収益	186,652	
ディールング事業収益	337,287	
営 業 費 用		14,175,749
営 業 利 益		679,999
営 業 外 収 益		31,876
受取補助金の他	29,186	
保険収入	1,560	
その他	1,130	
営 業 外 費 用		199,364
支払利息	63,362	
資金調達費用	36,076	
分法による投資損失	63,399	
支払保証料	23,527	
その他	12,997	
経 常 利 益		512,511
特 別 利 益		18,702
国庫補助金	18,702	
特 別 損 失		31,696
固定資産圧縮損	18,596	
修繕引当金繰入額	13,100	
税金等調整前当期純利益		499,516
法人税、住民税及び事業税	93,567	
法人税等調整額	△31,851	
当 期 純 利 益		437,800
非支配株主に帰属する当期純損失		△7,216
親会社株主に帰属する当期純利益		445,016

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	[6,789,048]	【流動負債】	[4,061,495]
現金及び預金	2,824,539	営業未払金	401,678
営業未収入金	1,037,186	短期借入金	1,043,756
関係会社営業未収入金	49,670	1年内返済予定の長期借入金	103,524
リース債権	274,369	1年内償還予定の社債	1,040,000
前渡金	169	1年内返還予定の預り保証金	519,073
商品及び製品	21,945	自己先物取引差金	331,634
前払費用	52,666	未払金	138,545
差入保証金	2,231,693	未払費用	19,065
自己先物取引差金	281,658	未払法人税等	79,745
関係会社未収入金	823	前受金	246,672
関係会社未収収益	7,779	賞与引当金	28,687
その他	6,854	インセンティブ給引当金	18,845
貸倒引当金	△307	修繕引当金	13,100
【固定資産】	[3,257,748]	預り金	12,826
(有形固定資産)	(1,158,939)	関係会社未払金	63,389
建物及び構築物	46,254	その他	949
機械及び装置	54,638	【固定負債】	[607,819]
車両運搬具	393	社債	70,000
器具及び備品	9,765	長期借入金	282,298
土地	480,662	長期前受金	11,517
建設仮勘定	567,224	繰延税金負債	5,384
(無形固定資産)	(15,870)	修繕引当金	116,884
電話加入権	439	製品保証引当金	1,851
ソフトウェア	15,365	長期預り保証金	80,806
その他	64	資産除去債務	21,071
(投資その他の資産)	(2,082,939)	その他	18,005
投資有価証券	238,211	負債合計	4,669,315
関係会社株式	222,515	純資産の部	
出資金	40,219	【株主資本】	[5,379,869]
関係会社出資金	1,520,187	資本金	2,013,545
長期差入保証金	45,971	資本剰余金	1,955,179
関係会社長期貸付金	450,000	資本準備金	1,013,545
長期前払費用	5,168	その他資本剰余金	941,633
関係会社貸倒引当金	△439,336	利益剰余金	1,625,589
【繰延資産】	[3,673]	その他利益剰余金	1,625,589
社債発行費	3,673	繰越利益剰余金	1,625,589
		自己株式	△214,445
		【評価・換算差額等】	[1,285]
		その他有価証券評価差額金	1,285
資産合計	10,050,469	純資産合計	5,381,154
		負債純資産合計	10,050,469

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		14,413,166
再生可能エネルギー関連事業収益	568,809	
電力取引関連事業収益	8,155,197	
小売事業収益	5,293,695	
アセット・マネジメント事業収益	47,376	
ディーリング事業収益	337,287	
業務受託収入	10,800	
営 業 費 用		13,609,409
営 業 外 収 益		803,756
受取利息	2,849	
受取保険金	4,223	
その他	678	
営 業 外 費 用		111,899
支払利息	22,068	
社債利息	17,229	
資金調達費用	37,765	
為替差損	1,496	
支払保証料	23,527	
その他	9,811	
経 常 利 益		699,609
特 別 損 失		142,436
関係会社貸倒引当金繰入額	129,336	
修繕引当金繰入額	13,100	
税 引 前 当 期 純 利 益		557,173
法人税、住民税及び事業税	149,159	
法人税等調整額	△25,990	
当 期 純 利 益		434,004

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アストマックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義大
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アストマックス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席（オンライン参加を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

アストマックス株式会社 監査役会

常勤監査役 森田孝彦 ㊟

監査役 小坂義人 ㊟

監査役 細川健 ㊟

監査役 久武昌人 ㊟

(注) 常勤監査役森田孝彦及び監査役小坂義人、監査役細川健、監査役久武昌人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー5階 ベルサール東京日本橋 Room H+H



[会場への交通機関]

日本橋駅 (銀座線、東西線、浅草線)	B 6 出口直結
三越前駅 (半蔵門線、銀座線)	B 6 出口より徒歩 3分
東京駅 (JR線)	八重洲北口より徒歩 6分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。